

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

(一) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (平成)
七川 義明	七川義明後援会	28・12・31
馬上 勝登	馬上勝登後援会	28・12・31
月村 俊雄	明日の広島を語る会	28・12・30
羽田 皓	羽田あきら後援会	28・12・31
須藤 猛	すどう猛後援会	28・12・31
原田 博	原田博後援会	29・2・27
海渡 弘信	うと弘信後援会	28・11・1
岡崎 敏彦	岡崎敏彦後援会	28・12・31
菊浦 尚美	きくうら尚美を育てる会	28・12・1
力田 忠七	力田忠七後援会	27・12・31
森若 祐子	森若祐子後援会	27・12・31
下岡 多美枝	下岡多美枝後援会	29・3・31
木村 秀樹	木村秀樹後援会	28・12・31